

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する手続きのオンライン化

実行計画項番		別紙 1-I-7
投資事項 ID		-
主管府省名		厚生労働省
推進責任者		医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
関係府省名		-
情報システム名 (情報システム ID)		医薬品医療機器申請・審査システム (A005558)
手続名 (手続 ID)		製造業の許可の申請 (50769) ほか 22 手続
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	<p>① 医薬品医療機器等の申請・届出については、フレキシブルディスク等を用いた申請を認めているが、併せて書面の提出をお願いしており、国で開発したFD申請ソフトで申請書等を作成しても、紙出力し、郵送又は来所での提出が必要である。</p> <p>② 製造販売業者が承認の一部変更承認申請を提出する場合、元の承認書の写しを提出する必要があり、利用者の負担となっている。</p>
	実現したい状態 (To Be)	<p>(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期)</p> <p>① 届出については 2021 年度 (令和 3 年度) を目途に、オンラインでの受付を可能とする。</p> <p>② 申請については 2022 年度 (令和 4 年度) を目途に、オンラインでの受付を可能とする。</p> <p>これらにより、申請提出手段が多様化される。</p> <p>(その他の具体的な付加価値)</p> <p>① オンライン申請された手続きについては国、PMDA、都道府県において、紙での保管の必要性がなくなり、書類の保管料の縮減になる。現在は FAX で行っている差換え指示等がオンラインで行えるようになり、行政事務の効率化にも繋がる。</p> <p>② 申請届出のオンライン化により、製造販売業者や製造業者は職場から申請届出手続きを行えるようになり、申請等の提出に関するコストの縮減効果が見込まれる。</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

	プロセスの可視化（フロー図等の作成）の取組	申請者および行政当局の視点で、申請、受付、審査、調査、施行等の各業務について、オンライン申請が可能な情報システムを介する場合の想定業務フローを作成し、オンライン化後の申請者と行政の関係及びオンライン申請から施行までのプロセスを可視化する。
具体的な取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	<p>① 届出については、2019年度（令和元年度）にプログラム設計、2020年度（令和2年度）にシステム開発を行い、2021年度（令和3年度）目途にオンラインによる届出を可能とする。</p> <p>② 申請については、2020年度（令和2年度）にプログラム設計、2021年度（令和3年度）にシステム開発を行い、2022年度（令和4年度）目途にオンラインによる申請を可能とする。</p> <p>③ オンライン化に対応するため、申請届出を行うゲートウェイシステム（申請電子システム）や受付審査を行うためのシステムである Pegasus システムの改修を行う。</p> <p>④ 申請のオンライン化に合わせて手数料の電子納付システムを開発し、申請者の負担軽減を図る。</p>
	行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策	<p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一度提出された資料の再提出を不要とする検討を行う。</li> <li>・申請内容の提出前セルフチェック</li> </ul> <p>：申請内容のチェックは、行政当局の窓口でのみ実施されていたが、オンライン化に伴い、申請者が自席で Web により申請内容のチェックを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁頻度の削減、待ち時間の短縮</li> </ul> <p>：申請・届出行為のオンライン完結を実現することで、行政機関への来庁回数が削減され、待ち時間の短縮につながる。</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）</p> <p>申請届出企業は、あらかじめ電子証明書を発行する認証局に、その企業の代表者を証明するための電子証明書の発行を申請する。認証局から発行された電子証明書を用いて申請届出者を証明する仕組み。</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）</p> <p>申請手続をオンラインで行う場合の手数料について、2022年度（令和4年度）を目途に、財務省の歳入金電子納付システム（REPS）を活用することにより、インターネットバンキング等を利用した電子納付を可能とする。手数料の積算の大部分が審査にかかる経費であること。さらにオンライン化によりシステム経費も上積みされることから、手数料の減額につ</p>

		<p>いては検討していない。</p> <p>(エ) 添付書類の省略等 オンライン申請については、添付資料についても技術的に可能なものについてはすべてデジタル化した資料での提出を求める。</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 2021年度（令和3年度）目途に実施する届出手続のオンライン化と2022年度（令和4年度）を目途に実施する申請手続のオンライン化に当たっては、独立行政法人医薬品医療機器総合で開発した Pegasus システムやゲートウェイシステムを強化拡充する。</p> <p>(カ) データの標準化 データの標準化を行う予定がないため、該当する取り組みはない。</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備 業界等外部のシステムと接続する予定がないため、該当する取り組みはない。</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 オンライン申請・届出に用いる情報システムに対しては、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化等の情報セキュリティ対策を講じ、「政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針」に沿って運用する予定。 また、オンライン申請・届出を行う利用者に対しては、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」で定める保証レベル2の対策基準を適用する。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正</p>
--	--	--

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

		<p>オンライン化に当たっては、デジタル技術に関する特別な知識を要しないシンプルな申請画面にするほか、オンライン化に関する説明会の実施、ヘルプデスクの増員を行う予定。</p> <p>(3) 国民等への広報</p> <p>手続のオンライン化に当たっては、オンライン申請の利用促進のため、オンライン申請届出に関する説明会を開催し、オンラインによる利便性の向上や負担軽減といった効果や、実際にオンラインで申請を行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語を用いることなく利用者に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。</p>
費用対効果の精査		<p>申請届出手続のオンライン化により、利用者側の効果として年間 6 億円程度の経費の節減につながる。行政機関側も 8 千万程度の経費の縮減効果が発生する一方、必要な経費はシステムの開発経費 5 億円から 7 億円程度、保守管理費も年 2 千万程度必要となるが、利用者側には十分な費用対効果が見込まれる。(手数料納付システムの開発経費の見積りの作成が来年度の為、開発経費がさらに積みあがる可能性はある。)</p>
KPI		<p>① 2022 年度（令和 4 年度）中に、23 手続全てについてオンラインによる申請等が可能となる仕組みを整備する。</p> <p>② オンラインによる承認申請を受け付けた場合は、その後の一部変更承認申請時に添付する承認書の写しの添付を省略する。</p> <p>③ オンライン利用率等の KPI については、オンラインシステムに係る情報セキュリティの確保の方法や申請者等に求める利用条件等の設定が終わっておらず、現時点で設定することができないため、今後検討する。</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								
項目		2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)
厚生労働省	調査研究							
厚生労働省	工程管理							
厚生労働省	構築・運用							
システム経費	経費合計 (百万円)	0	38					
システム経費	整備経費 (百万円)							
システム経費	運用等経費 (百万円)		38					
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】  
工程表等

(白) 業務改革(BPR)  
(赤) 調査研究  
(橙) 要件定義

(黄) 設計  
(緑) 開発  
(青) テスト

(紫) 業務運営・運用  
(白) その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

2. 建築物等の解体工事に係る事前調査届出のオンライン化

実行計画項番	別紙 1 - I -8	
投資事項 ID	18-20-006	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	労働基準局安全衛生部化学物質対策課長	
関係府省名	環境省	
情報システム名 (情報システム ID)	建築物石綿届出システム (A023460)	
手続名 (手続 ID)	建築物等の解体工事に係る事前調査届出 (2019 年度 (令和元年度) 第 1 四半期をめぐり石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号) を正して手続を新設予定)	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	今後、石綿が使用されている年代の建築物の解体がピークを迎えていくことを踏まえ、解体工事を網羅的に把握し、適切な事前調査やばく露防止対策等の実施を指導できるようにするため、石綿障害予防規則を改正し、新たに一定規模以上の全ての解体・改修工事 (年数二百数十万件を想定) について、事前調査の結果等 (建材の種類、解体方法、石綿の有無、対策等) の届出を新たに義務づける予定 (現在検討会で検討中であり、今年度末をめぐりとりまとめ、来年度第一四半期中をめぐり省令改正し、2020 年 (令和 2 年) 中に公布、簡易な届出について 2021 年度 (令和 3 年度) 施行予定。また、工期が短い解体工事等を把握し必要な指導を効果的に行うには、この届出情報を即時に労働基準監督署のほか地方公共団体を含む関係者で広く共有することが求められるため、電子的な届出及び関係者間での届け出られた情報の電子的な共有が必須であり、それらを受け付けるための新たなシステムの構築が必要。現行制度において既に義務づけられている安全衛生法等に基づく届出については、図面等の添付書類があり、かつ、届出内容の確認等が必要となっており、現在紙での届出及び届出内容等の確認を行っているところである。これらをオンライン化するにはあたっては、図面等の添付書類の電子的な提出/受理等のため、届出事業者・行政側において、必要な機能等を整理する必要があることから、別途改めて検討が必要であり、現時点ではデジタル化することは困難。
	実現したい状態 (To Be)	(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期) 新たな届出制度が施行される 2022 年 (令和 4 年) 1 月から、建築物等の解体等工事に係る事前調査簡易届出 (仮称) について、オンラインでの受付を可能とする。これにより、届出事業者は、申請提出手段が多様化される。例えば、建築物

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

		<p>等の解体等工事における石綿対策に係る一連の作業について、届出まで含めデジタルで完結することが可能になる。</p> <p>また、環境省で検討中の大気汚染防止法に係る類似の届出について、当該システムにおいてワンストップワンスオンリーでの申請が可能となることから、届出に係る時間と手間の大幅な短縮が見込まれる。</p> <p>(その他の具体的な付加価値)</p> <p>労働基準監督署において、当該届出の入力事務の削減、誤入力防止、ペーパーレス化など、業務フローがデジタル化されることにより、行政事務が効率化される。</p> <p>また、労働基準行政システムにおいて蓄積されている関係事業者情報との突き合わせなどの業務処理の自動化が可能となることから、問題のあるおそれのある現場に対する調査・指導等を効率的に行うことが可能になる。</p>
	<p>プロセスの可視化（フロー図等の作成）の取組</p>	<p>2019年度（令和元年度）に調査研究事業を実施し、業務フロー等の整理を行っている。</p>
<p>具体的な取組内容 (To Do)</p>	<p>取組内容・スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年（令和4年）1月を目途に、建築物等の解体等工事に係る事前調査簡易届出（仮称）についてオンライン申請を可能とするとともに、行政内部業務についても、問題のある事業者情報等などの突き合わせ等のデジタル化を実現するため、建築物石綿届出システムの開発を行う。</li> <li>・2022年（令和4年）1月を目途に、環境省で検討中の大気汚染防止法に係る類似の届出についても、当該システムにおいてワンストップワンスオンリーの申請が可能とする予定であることから、システム利用者の負担軽減を図る。</li> </ul> <p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組</li> <li>-</li> <li>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）</li> <li>建築物等の解体等工事に係る事前調査簡易届出（仮称）手続をオンラインで行う場合の本人確認の方法について、システム運用開始予定の2021年（令和3年）10月までに、RFI・REP方式を導入することについて検討中である。</li> <li>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）</li> <li>-</li> <li>(エ) 添付書類の省略等</li> <li>-</li> </ul>

		<p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 建築物等の解体等工事に係る事前調査簡易届出（仮称）手続のオンライン化に当たっては、インターネットクラウドを利用すること、蓄積されたデータを労働基準行政システムへ厚労統合ネットワークを経由して転送することを検討中である。</p> <p>(カ) データの標準化 建築物等解体等工事石綿届出情報の連携を行うに当たっては、「行政基本情報データ連携モデル」（2019年（平成31年）3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）に基づき、建築物等解体等工事石綿届出情報及び類似の届出情報に関するデータ形式の標準化等に取り組むことにより、2022年（令和4年）1月までに効率的なデータ連携環境の整備を行う。</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備 APIについては、データ連携等を行うことが想定される地方自治体等のニーズ等を踏まえ、対象となるデータ、取得方式等の検討を行った上で、建築物等解体等工事石綿届出情報の連携が可能となるよう、段階的に検討・開発を実施する。</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 建築物等解体等工事石綿届出手続のオンライン化に当たっては、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化等の情報セキュリティ対策を講じることを検討している。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正 建築物等の解体等工事に係る事前調査簡易届出（仮称）手続のオンライン化に当たっては、デジタル技術に関する特別な知識を要しないシンプルな申請画面にするほか、ヘルプデスクの設置やオンライン申請に関するアドバイザーによる支援を行うことを想定している。</p> <p>(コ) 国民等への広報 建築物等の解体等工事に係る事前調査簡易届出（仮称）手続のオンライン化に当たっては、オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、Webサイト等を活用して、建築物石綿届出システムによる利便性の向上や負担軽減といった効果なども含めて、実際にオンラインで申請を行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語を用いることなく国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。</p>
--	--	--



行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

費用対効果の精査	建築物等の解体等工事に係る事前調査簡易届出（仮称）手続きのオンライン化により、行政機関側の効果として5年間で約57億円、の効果が発生する一方、必要な経費は5年間で約12億円と見積もられていることから、十分な費用対効果が見込まれる。
KPI	2022年度（令和4年度）に設定

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	石綿届出システムの開発							
厚生労働省	石綿障害予防規則の改正							
システム経費	経費合計 (百万円)	0	215					
システム経費	整備経費 (百万円)	0	215					
システム経費	運用等経費 (百万円)	0	0					
システム経費	その他経費 (百万円)	0	0					
その他経費	(百万円)	0	0					

【凡例】  
工程表等

(白)業務改革(BPR)  
 (赤)調査研究

(黄)設計  
 (緑)開発

(紫)業務運営・運用  
 (白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

3. ハローワークの求人・求職の申込み等のオンライン化

実行計画項番		別紙 1-I-9
投資事項 ID		18-20-002
主管府省名		厚生労働省
推進責任者		厚生労働省職業安定局総務課長
関係府省名		環境省
情報システム名 (情報システム ID)		ハローワークシステム (A005695)
手続名 (手続 ID)		求人申込み時の労働条件等の明示 (52847) ほか 8 手続
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	<p>① 求人申込みや求職申込み等について、来所による手続きが基本となっており、来所せずにサービスを利用したい利用者もハローワークに来所する必要がある。</p> <p>② 求職登録、職業紹介等のサービスは採否結果の確認等の定型的な業務の負担が多くなっており、真に支援が必要な利用者に対して個々の状況を踏まえた支援を充実する必要がある。</p>
	実現したい状態 (To Be)	<p>(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期)</p> <p>① 原則来所が前提となっている求人申込み・求職申込み等のサービスをオンライン化するとともに、オンライン化されたサービスについて利便性を高め、自主的な求職活動を希望する者に対してオンラインサービスで行えるようにする。</p> <p>② 不採用が続く求職者等の支援が必要な求職者に対しては、窓口へ来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、求人者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援や指導等を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。</p> <p>(その他の具体的な付加価値)</p> <p>定型的なサービス (採否結果確認等) のオンライン化により業務の効率化を図る。</p>
	プロセスの可視 化 (フロー図等 の作成) の取組	当該取組の推進に当たり、サービス提供者の視点だけではなく、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化した。

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

<p>具体的な取組内容 (To Do)</p>	<p>取組内容・スケジュール</p>	<p>① 2018年（平成30年）1月から設計開発を開始し、2020年（令和2年）1月に、求人申込み手続、採否結果通知等についてオンラインによる手続が可能になったところ。</p> <p>② 2021年度（令和3年度）以降に、求職申込みについてもオンラインによる手続が可能となるよう、調達・設計開発を進める予定。</p>
	<p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p>	<p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 求人申込み・求職申込みや採否結果通知についてオンライン化することで、受理時等のシステムへの入力作業負担を削減する。</li> <li>• オンラインによる求人申込み時に過去のデータを転用できるようにすることにより利用者（事業主）の入力作業の負担を軽減するとともに、申込み内容を帳票でプレビューできるようにすることや、エラーチェック機能を搭載すること等により、より効率的な手続が行えるようにする。</li> </ul> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）</p> <p>-</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）</p> <p>-</p> <p>(エ) 添付書類の省略等</p> <p>-</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 既存のハローワークインターネットサービスを利用</p> <p>(カ) データの標準化 従来よりデータ関係を見据えた標準化を行っている</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備 API 連携なし</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 厚生労働省セキュリティポリシー、職業安定局業務継続計画に基づき必要なセキュリティ基準、業務継続性を確保できるようハローワークシステム標準管理要領を定めている。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

		<p>求人・求職申込み手続き等のオンライン化に当たっては、手続きに関するガイド（リーフレットや説明書）を提供するほか、専用のヘルプデスク（電話、メール）を設ける。</p> <p>(3) 国民等への広報</p> <p>求人・求職申込み手続き等のオンライン化に当たっては、厚生労働省ホームページやハローワークインターネットサービスを活用して周知広報を行うとともに、ハローワークにおいてリーフレット等を活用して利用者に周知を行う。</p>
費用対効果の精査		<p>オンラインサービスの充実化により、これまで利用者が来所に要していた費用負担、求職申込書等紙の様式への記入負担等が軽減され、同時に、来所が前提となっていたハローワークの求職登録、職業紹介等に係る各種事務、機器構成の見直しが可能となる。</p> <p>これにより業務を効率化し、来所者の待ち時間を削減するとともに、利用者の多様なニーズに対応した効果的なサービスが提供できる体制を強化する。</p>
KPI		<p>オンラインによる求人申込み等の割合（2020年度（令和2年度）：10%）</p> <p>類似の取組における実績を踏まえ設定したところ。運用開始して間もないことから、2020年度（令和2年度）の実績を踏まえ改めて検討する。</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	ハローワークシステム改修(1次リリース)							
厚生労働省	業務取扱要領の見直し(1次リリース)							
厚生労働省	ハローワークシステム改修(追加リリース)							
厚生労働省	業務取扱要領の見直し(追加リリース)							
システム経費	経費合計(百万円)	6889	1779					
システム経費(1次リリース設計開発)	整備経費(百万円)	6102						
システム経費(追加リリース設計開発)	整備経費(百万円)		777					
システム経費(マイページ関連)	運用等経費(百万円)	787	1002					
システム経費	その他経費(百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】  
工程表等

- (白)業務改革(BPR)
- (赤)調査研究
- (橙)要件定義

- (黄)設計
- (緑)開発
- (青)テスト

- (紫)業務運営・運用
- (白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

4. 保険医療機関等関係手続のオンライン化

実行計画項番	別紙 1-I-10	
投資事項 ID	18-20-004	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	保険局医療課課長	
関係府省名	-	
情報システム名 (情報システム ID)	保険医療機関等管理システム (A006021)	
手続名 (手続 ID)	保険医療機関又は保険薬局の指定の変更の申請 (48687) ほか 4 手続	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	保険医療機関等関係手続は、現在書面による提出しか認められていないため、紙で作成し、郵送又は窓口での提出が必要である。
	実現したい状態 (To Be)	<p>(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期)</p> <p>2020 年 (令和 4 年) 1 月から、保険医療機関等関係手続をオンラインでの受付を可能とする。なお、法令に基づく手続に加え、告示・通知に基づく手続 (施設基準の届出) のうち届出件数が多くオンライン化の効果が大きいものについても実現可能な範囲でのオンライン化を検討する。これにより、保険医療機関等は、オンラインでの申請等が可能となり事務が効率化され、申請提出手段が多様化される。</p> <p>(その他の具体的な付加価値)</p> <p>地方厚生 (支) 局及び都府県事務所において、申請・報告内容の入力事務の削減、誤入力防止、ペーパーレス化など、業務フローがデジタル化されることにより、行政事務が効率化される。</p>
	プロセスの可視化 (フロー図等の作成) の取組	「保険医療機関等管理システム設計・開発 (フェーズ 2) 一式」に係る調達仕様書の附属文書 要件定義書の別紙にて、業務フロー図を作成済みである。

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

<p>具体的な取組内容 (To Do)</p>	<p>取組内容・スケジュール</p>	<p>厚生労働省において保険医療機関等管理システムの改修を行い、2020年（令和4年）1月を目途に保険医療機関等関係手続きについてオンライン申請を可能とする。</p> <hr/> <p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p> <p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組</p> <p>-</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）</p> <p>保険医療機関等関係手続きをオンラインで行う場合の本人確認の方法について、2020年（令和4年）1月までに、オンライン請求ネットワークの認証基盤を活用して、ID・パスワード方式を導入する。</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）</p> <p>-</p> <p>(エ) 添付書類の省略等</p> <p>保険医療機関又は保険薬局の指定の変更の申請において提出を求めている添付書類について、省略化等の検討を行う。</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進</p> <p>2020年（令和4年）に実施する保険医療機関等関係手続きのオンライン化に当たっては、オンライン請求ネットワークを利用する。</p> <p>(カ) データの標準化</p> <p>-</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備</p> <p>-</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保</p> <p>-</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正</p> <p>保険医療機関等関係手続きのオンライン化に当たっては、紙の様式と同様の申請画面にするほか、ヘルプデスクを設ける。</p> <p>(コ) 国民等への広報</p> <p>保険医療機関等関係手続きのオンライン化に当たっては、オンライン申請の利用促進のため、医療関係団体への説明及び実際にオンラインで申請を行うための具体的な方法等について、地方厚生（支）局のホームページを活用し保険医療機関等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。</p>
-----------------------------	--------------------	--

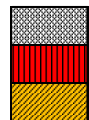
行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

費用対効果の精査	保険医療機関等関係手続きのオンライン化により、利用者側の効果として16.2億円、行政機関側の効果として1.0億円の効果が発生する一方、必要な経費は8.4億円と見積もられていることから、十分な費用対効果が見込まれる。
KPI	①オンラインによる申請等の割合（2025年度（令和7年度）：30%） ②設定年度は、オンライン申請が可能となる2021年度から、安定的に運用されるまでの期間を考慮した2025年度とした。オンラインによる申請の割合は、オンライン請求ネットワークを利用できる保険医療機関等の件数及びオンラインで実施できる手続件数のうち、実際にオンラインで実施されている手続件数の割合等を勘案して算出した数値とした。

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省 保険医療機関等 管理システム改修								
システム経費 経費合計 (百万円)	0	515						
システム経費 整備経費 (百万円)	0	515						
システム経費 運用等経費 (百万円)	0	0						
システム経費 その他経費 (百万円)	0	0						
その他経費 (百万円)	0	0						

【凡例】  
工程表等



(白)業務改革(BPR)  
(赤)調査研究  
(橙)要件定義



(黄)設計  
(緑)開発  
(青)テスト



(紫)業務運営・運用  
(白)その他



行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

5. 技能検定の受検申請並びに合格証書及び通知書の交付のオンライン化

実行計画項番		別紙 1-I-11
投資事項 ID		18-20-005
主管府省名		厚生労働省
推進責任者		人材開発統括官付参事官（能力評価担当）
関係府省名		-
情報システム名 （情報システム ID）		技能士台帳データベースシステム（A023356）
手続名（手続 ID）		技能検定の受検の申請（45540）ほか 4 手続
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 （BPR）の 検討	現状と課題 （As Is）	<p>① 技能検定受検申請書は、一部の指定試験機関を除き、現在書面による提出しか認められていない。若者の受検申請を勧奨する必要があるところ、資料請求や申請書提出について、郵送や来所による提出のみ受け付ける現状は、申請手続きのハードルを上げている。</p> <p>② 合格者による合格証書の再発行は、受検した都道府県においてのみ手続きを受け付けている他、自身の保持する技能士資格情報について、受検都道府県を忘れた場合に、横断的に確認できる手段がなかった。</p> <p>③ 受検申請書を技能検定受検者情報収集・管理システムに入力する事務の労力が膨大である。</p> <p>④ 受検者数や合格者数に係る統計について、各都道府県等において管理しているため、全体についてタイムリーな集計や公表ができない。</p>
	実現したい状態 （To Be）	<p>（利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期）</p> <p>① 2021 年（令和 3 年）10 月から、技能検定受検申請書についてオンラインでの受付を可能とする。また、技能検定合格証書及び合格通知書のオンライン交付を可能とする。これにより、申請から合格証書交付までの手続きが電子申請上で完結するようになる。</p> <p>② 2022 年度（令和 4 年度）中に、API を提供する等により、技能検定の合格情報をマイナポータル経由で、確認できるようにすることで、利用者の利便性が向上する。</p> <p>（その他の具体的な付加価値）</p> <p>① 都道府県職業能力開発協会において、受検申請書の入力事務の削減、誤入力防止、ペーパーレス化など、業務フロー</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

		<p>がデジタル化されることにより、行政事務が効率化される。</p> <p>② 合格者情報を API で取得できるようにすることにより、業務処理の自動化が可能となり、業務処理時間（問合せ対応時間）について年約 800 時間の削減効果が見込まれる。</p> <p>③ 統計情報の公開の迅速化、オープン化により、統計事務や統計情報に係る問合せ時間が年約 4,440 時間削減される。</p>
	プロセスの可視化（フロー図等の作成）の取組	<p>当該取組の推進に当たり、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。</p>
具体的な取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2021 年（令和 3 年）8 月を目途に、技能士台帳の共通データベース化により、再交付等の問合せ対応や統計業務の負荷軽減を図る。</li> <li>• 2021 年（令和 3 年）10 月を目途に、技能検定受検申請書についてオンライン申請を可能とするとともに、行政内部業務についても、技能士台帳などデジタル化を実現するため、技能士台帳データベースシステムの開発・技能検定受検者情報収集・管理システムの改修を行う。</li> <li>• 2022 年度（令和 4 年度）中を目途に、マイナポータルを活用した本人確認手法を導入し、利用者の負担軽減を図る。</li> </ul>
	行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策	<p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組</p> <p>統計業務の効率化及び、統計ツールの提供により、各職業能力開発協会の意志決定のための資料作成の効率化を行い、業務運営の効率化を推進する。</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）</p> <p>2022 年度（令和 4 年度）中に、技能検定受検申請手続において、電子申請を行う場合において、マイナポータル連携等により、本人確認書類（住民票の写し等）の添付を省略することを検討する。</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）</p> <p>受検手数料納付のオンライン化については、手数料を各都道府県職業能力開発協会が徴収していることから、料金収入時のフローや利用時の減額も含めて、歳入金電子納付システムの利用や、クレジットカード決済等の利用が可能かどうか検討する。</p>

		<p>(エ) 添付書類の省略等 2022年度（令和4年度）中に、技能検定受検申請手続において提出を求めている個人確認書類での確認は、マイナポータル連携等により、本人確認書類（住民票の写し等）の添付を省略することを検討する。</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 技能検定受検申請手続、合格証書再交付手続き等においては、マイナポータルとの連携を検討している。</p> <p>(カ) データの標準化 技能士台帳データベースの情報の連携を行うに当たっては、「行政基本情報データ連携モデル」（2019年（平成31年）3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）に基づき、技能士台帳に関するデータ形式の標準化等に取り組むことにより、2021年（令和3年）8月のシステム稼働を目途に効率的なデータ連携環境の整備を行う。</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備 APIについては、対象となるデータ、取得方式等の検討を行った上で、2022年度（令和4年度）までにマイナポータルでの閲覧等が可能となるよう、段階的に検討・開発を実施する。また、他システム（建設キャリアアップシステムやジョブカードシステム）との連携についても検討する。</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 技能検定受検申請手続のオンライン化に当たっては、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化等の情報セキュリティ対策を行うこととする。 個人情報保護の観点からは、行政機関等個人情報保護法等に基づき必要な取組を行う。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正 技能検定受検申請手続のオンライン化に当たっては、デジタル技術に関する特別な知識を要しないシンプルな申請画面に</p>
--	--	--





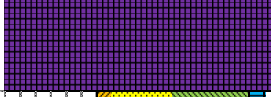
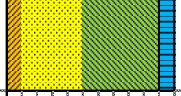
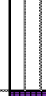
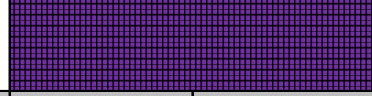
行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

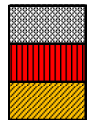
		<p>するほか、ヘルプデスクの設置等による支援を行う。</p> <p>(コ) 国民等への広報                  技能検定受検申請手続のオンライン化に当たっては、オンライン申請の利用促進のため、SNS、Web サイト、従来の手続き窓口でのパンフレット配布等を活用して、利便性の向上や負担軽減といった効果なども含めて、実際にオンラインで申請を行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語を用いることなく国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。</p>
費用対効果の精査		<p>賃金構造基本統計調査のオンライン化により、利用者側の効果として単年度で 4927 万円の効果が発生する一方、必要な経費は 4021 万円と見積もられていることから、十分な費用対効果が見込まれる。</p>
KPI		<p>オンラインによる提出の割合 (2021 年 (令和 3 年) : 10%)</p> <p>設定年度は、試験運用が開始される 2021 年度(令和 3 年度)後半とした。オンラインによる提出割合は、新たに電子化に対応する都道府県方式の受検申請数 (後期試験分) 10 万件強の 10%程度である 1 万件程度が見込まれると想定 (あくまでも試験運用段階であることを勘案) し、設定した。</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	技能士台帳データベースシステム 整備準備・工程管理							
厚生労働省	技能士台帳データベースシステム 構築							
厚生労働省	技能士台帳データベースシステム テスト(一部)運用							
厚生労働省	機能改修(マイナ ポータル連携)							
厚生労働省	技能士台帳データベースシステム 本格運用							
システム経費	経費合計 (百万円)	0	364.2					
システム経費	整備経費 (百万円)		355.3					
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)		8.9					
その他経費	(百万円)							

【凡例】  
工程表等



(白)業務改革(BPR)  
(赤)調査研究  
(橙)要件定義



(黄)設計  
(緑)開発  
(青)テスト



(紫)業務運営・運用  
(白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

6. 賃金構造基本統計調査のオンライン化

実行計画項番		別紙 1-I-12
投資事項 ID		-
主管府省名		厚生労働省
推進責任者		政策統括官賃金福祉統計室
関係府省名		-
情報システム名 (情報システム ID)		政府統計共同利用システム
手続名 (手続 ID)		賃金構造基本統計調査の調査票の提出 (45522)
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	賃金構造基本統計調査においては、現在、書面又は光ディスクによる調査票の提出しか認められていない。したがって、調査対象事業所等は、紙の調査票に手書きした場合のみならず、エクセル等で調査票を作成した場合であっても、紙又は光ディスクに出力し、郵送等で提出する必要がある。
	実現したい状態 (To Be)	(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期) 2020年(令和2年)調査から、調査票のオンラインでの提出を可能とする。これにより、調査対象事業所等は、調査票の提出手段が多様化される。例えば、事業所は労務管理データを紙又は光ディスクに出力せずに、直接オンライン上で提出することが可能になる。  (その他の具体的な付加価値) 厚生労働省及び業務委託業者において、調査票の点検・入力事務の省力、誤入力防止、ペーパーレス化など、業務フローがデジタル化されることにより、行政事務が効率化される。
	プロセスの可視 化(フロー図等 の作成)の取組	賃金構造基本統計調査について、2019年度(令和元年度)にBPMNによりフロー図を作成している。

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

<p>具体的な取組内容 (To Do)</p>	<p>取組内容・スケジュール</p>	<p>令和2年調査からオンライン調査を可能とするため、電子調査票の開発を2020年（令和2年）3月までに行う。</p> <hr/> <p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p> <p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組 令和2年調査から初任給及び各種手当に関する調査項目を削減し、調査対象事業所の所在地等について調査票へのプレプリントを行う。</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し） 2020年（令和2年）からの賃金構造基本統計調査をオンラインで行う場合の本人確認の方法について、調査用品（紙媒体の調査票、記入要領等）に同封したID及びパスワードによる認証を予定している。</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額） 手数料の納付を求めている。</p> <p>(エ) 添付書類の省略等 添付書類の提出を求めている。</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 オンライン調査については政府統計共同利用システムを利用する。</p> <p>(カ) データの標準化 データの連係をしていない。</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備 データの連係をしていない。</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保</p>
-----------------------------	--------------------	--

行政手続のデジタル化に係る工程表

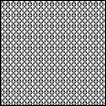

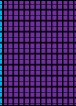
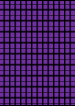
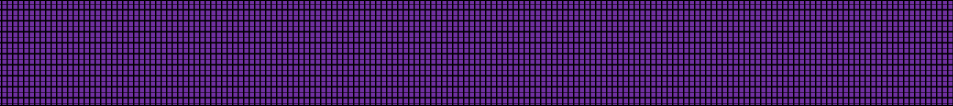
別紙 4

		<p>賃金構造基本統計調査のオンライン化については、政府統計共同利用システム及び厚生労働省LANシステムの情報セキュリティ対策に準ずる。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正 賃金構造基本統計調査のオンライン化については、政府統計共同利用システムで提供する他の調査と同様の操作方法とするほか、問合せ窓口の設置を行う。</p> <p>(コ) 国民等への広報 2020年（令和2年）からの賃金構造基本統計調査のオンライン化について、調査用品（紙媒体の調査票、記入要領等）の送付時に周知するほか、厚生労働省ホームページにおいても周知を行う。</p>
費用対効果の精査		賃金構造基本統計調査のオンライン化により、利用者側の効果として単年度で4927万円の効果が発生する一方、必要な経費は136万円と見積もられていることから、十分な費用対効果が見込まれる。
KPI		<p>オンラインによる提出の割合（2020年（令和2年）：10%）</p> <p>オンラインによる提出が可能となる初年について、類似の民間給与実態統計調査におけるオンラインによる提出割合と同等の数値を設定したところである。</p>









行政手続のデジタル化に係る工程表



別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	賃金構造基本統計調査のオンライン化							
システム経費	経費合計 (百万円)	0	0					
システム経費	整備経費 (百万円)							
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)	1	0					

【凡例】  
工程表等

 (白)業務改革(BPR)  
 (赤)調査研究  
 (橙)要件定義

 (黄)設計  
 (緑)開発  
 (青)テスト

 (紫)業務運営・運用  
 (白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

7. 予防接種後副反応疑い報告制度の電子化

実行計画項番	別紙 1 - I -24	
投資事項 ID	-	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	健康局健康課予防接種室長	
関係府省名	-	
情報システム名 (情報システム ID)	副作用・安全対策統合システム	
手続名 (手続 ID)	副反応報告 (49177)	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	<p>① 現状では、医療機関からの副反応疑い報告について電子的なシステムが整っておらず、手書きの報告書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に FAX で送信している。</p> <p>② 予防接種後副反応疑い報告では、症例を報告する医療機関の負担軽減及び報告の即時性・正確性の確保の観点及び報告された情報の収集・整理の効率的な実施の観点から電子化による改善が必要である。</p>
	実現したい状態 (To Be)	<p>(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期)</p> <p>2022 年度 (令和 4 年度) よりオンラインでの受付を可能とする。これにより、予防接種副反応疑い報告を電子的に処理することが可能になる。</p> <p>(その他の具体的な付加価値)</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、現在 FAX で提出されている報告書に係る入力事務の削減、誤入力防止により、行政事務が効率化される。</p>
	プロセスの可視 化 (フロー図等 の作成) の取組	届出対象者の行うべき業務フローを作成する。
具体的な 取組内容	取組内容・スケジュール	2020 年度 (令和 2 年度) 中に、予防接種副反応疑い報告についてオンライン受付システムを構築し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において実施しているデータベースへの入力事務を効率化する。

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

<p>(To Do)</p>	<p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p>	<p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組 独立行政法人医薬品医療機器総合機構で実施している入力事務の削減を行う。</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し） 本人確認は行っていない。</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額） 手数料を徴収していない。</p> <p>(エ) 添付書類の省略等 添付文書はない。</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 本事業は現在 FAX で行われている予防接種副反応疑い報告を電子データでの受付を可能にするものであり、共用の予定はない。</p> <p>(カ) データの標準化 データ標準化の予定はない。</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備 外部連携機能の整備は予定していない。</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 オンライン化に当たっては、各種セキュリティポリシー等に則った所要の情報セキュリティ対策を行う予定。 また、個人情報保護の観点からは、行政機関等個人情報保護法等に基づく適切な取扱いを実施する。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正 予防接種副反応疑い報告の電子化に当たっては、ユーザーが使用しやすいよう項目にタブを設定する等を検討し、シンプルな形となるよう検討を行う。</p> <p>(コ) 国民等への広報 都道府県等への説明の場を捉え、アナウンスを行って行く予定。</p>
<p>費用対効果の精査</p>		<p>PMDA で入力に携わっている非常勤職員 1 名分の作業の一部（700 時間分と想定）について削減が可能となる。</p>
<p>KPI</p>		<p>2022 年度（令和 4 年度）に設定</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	予防接種後副 反応疑い報告制 度システム開発							
システム経費	経費合計 (百万円)	45	0					
システム経費	整備経費 (百万円)	45						
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】  
工程表等

- (白)業務改革(BPR)
- (赤)調査研究
- (橙)要件定義

- (黄)設計
- (緑)開発
- (青)テスト

- (紫)業務運営・運用
- (白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

8. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

実行計画項番	別紙 1-I-31	
投資事項 ID	-	
主管府省名	内閣官房	
推進責任者	労働基準局労働保険徴収課長 社会・援護局保護課長 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長 老健局介護保険計画課長 保険局国民健康保険課長 年金局事業管理課長	
関係府省名	内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、関係省庁	
情報システム名 (情報システム ID)	-	
手続名 (手続 ID)	要保護者等に関する資料提供等 (46459) ほか 6 手続	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	行政機関から金融機関に対して、預貯金口座の有無や取引状況に係る調査（預貯金等の照会）が行われることがある。預貯金等の照会は、国・地方を問わず様々な行政機関から様々な金融機関に対して、様々な名目（税務調査、生活保護要否判定等）で行われているが、一般的には、各行政機関それぞれの様式で書面により行われており、金融機関はこの処理のために、多くのコストをかけている。また、この結果、行政機関側が求める回答に時間を要し、迅速かつ適正な行政事務を遂行する上での課題となることがある。
	実現したい状態 (To Be)	(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット 預貯金等の照会については、複数の行政機関・金融機関における統一的なデータ項目の採用やシステムの API の公表などの結果、原則としてデジタルで処理されることにより、少ないコストで迅速かつ確実に調査を実施することができる。 (イ) その他の具体的な付加価値 行政機関側と金融機関間の情報連携の仕組みが構築され、また、デジタル化されることにより、行政機関において迅速かつ適正な行政事務を遂行することができる。

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

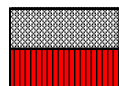
	プロセスの可視化（フロー図等の作成）の取組	－
具体的な取組内容（To Do）	取組内容・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2020 年度（令和 2 年度）においても、検討会等へ参画し、デジタル化に向けた課題への対応策の検討等を行う。</li> <li>○ 日本年金機構において、効率性・有効性・運用性の検証を目的に、金融機関と連携の上、預金調査電子化の試行運用を実施し、2020 年度（令和 2 年度）以降、当該結果を踏まえた本格導入の検討を行う。</li> <li>○ 2020 年（令和 2 年）4 月より、生活保護に係る調査実施の際の同意書の添付省略を行う。</li> </ul>
	行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策	－
費用対効果の精査		－
KPI		－

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	検討会等への参画	[紫)業務運営・運用]		[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	
厚生労働省	日本年金機構における預金調査電子化の試行運用と本格導入の検討			[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	
厚生労働省	生活保護に係る調査実施の際の同意書の添付省略			[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	[白)業務改革(BPR)]	
システム経費	経費合計 (百万円)							
システム経費	整備経費 (百万円)							
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】  
工程表等



(白)業務改革(BPR)

(赤)調査研究



(黄)設計

(緑)開発



(紫)業務運営・運用

(白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

9. 医師の氏名等の届出等のオンライン化

実行計画項番	別紙 1-I-34	
投資事項 ID	-	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	医政局医事課長	
関係府省名	-	
情報システム名 (情報システム ID)	(新規)	
手続名 (手続 ID)	医師の氏名等の届出 (47341) ほか 2 手続	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	現在、医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出は、各都道府県が紙媒体の配布、回収、とりまとめを行い、厚生労働大臣に提出している。そのため、オンライン化により、本届出の実施にかかる自治体担当者の事務負担が軽減される可能性がある。一方で、オンライン化することにより、届出票の回収状況が変化することで、現状の医師・歯科医師・薬剤師数の把握およびそれに基づく将来の需給推計に影響が出ることが懸念される。
	実現したい状態 (To Be)	(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期) 2022 年 (令和 4 年) の届出からオンライン化がなされた場合、届出票の配布、回収、とりまとめを行う自治体担当者の事務負担が 2022 年 (令和 4 年) から軽減される。 医師等の届出対象者本人が享受するベネフィット (利便性の向上等) については明らかではない。 (その他の具体的な付加価値) 回収・とりまとめ作業の短期化により、医師数等について迅速な実態把握が可能となる。 ただし、正確な情報収集のため、オンライン化に伴う届出状況の変化への対応の検討が必要となる。
	プロセスの可視 化 (フロー図等 の作成) の取組	自治体担当者および医療施設事務担当者、届出対象者の行うべき業務フローを作成する。



行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

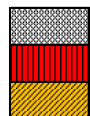
<p>具体的な取組内容 (To Do)</p>	<p>取組内容・スケジュール</p> <p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p>	<p>2020 年度（令和 2 年度）にオンライン化による影響の検討を行う。その結果を踏まえ、2022 年（令和 4 年）の届出からのオンライン化を行う場合は、2021 年度（令和 3 年度）にシステムの開発を行う。</p> <p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組 自治体担当者による届出票の配布・回収・とりまとめ作業の事務負担を軽減する。</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し） 本人確認は行っていない。</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額） 手数料を徴収していない。</p> <p>(エ) 添付書類の省略等 添付文書はない。</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 本事業は現在紙媒体で行われている届出票の受付をオンラインで可能にするものであり、共用の予定はない。</p> <p>(カ) データの標準化 データ標準化の予定はない。</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備 外部連携機能の整備は予定していない。</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 オンライン化に当たっては、各種セキュリティポリシー等に則った所要の情報セキュリティ対策を行う予定。 また、個人情報保護の観点からは、行政機関等個人情報保護法等に基づく適切な取扱いを実施する。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正 届出対象者が適切に届出するよう、医療施設事務担当者に対し、自治体等を通して指導を行う。</p> <p>(コ) 国民等への広報 都道府県等への説明の場や厚生労働省 web 上での周知。</p>
<p>費用対効果の精査</p>	<p>費用対効果の観点も含め、2022 年度（令和 4 年度）のオンライン化について今後検討を行う。</p>	
<p>KPI</p>	<p>2022 年度（令和 4 年度）に設定</p>	

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								
項目		2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)
厚生労働省	課題の整理・対応 方針の検討							
厚生労働省	届出システムの整備							
厚生労働省	可能な場合 順次実施							
システム経費	経費合計 (百万円)	0	0					
システム経費	整備経費 (百万円)							
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

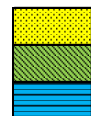
【凡例】  
工程表等



(白)業務改革(BPR)

(赤)調査研究

(橙)要件定義



(黄)設計

(緑)開発

(青)テスト



(紫)業務運営・運用

(白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

10. 薬監証明の発給申請のオンライン化

実行計画項番	別紙 1-I-35	
投資事項 ID	-	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課課長	
関係府省名	-	
情報システム名 (情報システム ID)	薬監証明情報システム (新規)	
手続名 (手続 ID)	薬監証明の発給申請 〔医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律〕(令和元年法律第 63 号) による改正後)	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	薬監証明の発給業務は、関東信越厚生局、近畿厚生局、九州厚生局沖縄麻薬取締支所の 3 カ所で主に紙によって行っており、発給実績等の帳簿管理については、各厚生局でそれぞれ異なるフォーマットにより実施。
	実現したい状態 (To Be)	(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期) 2022 年度 (令和 4 年度) を目途に、オンラインでの申請を可能とする。  (その他の具体的な付加価値) 各厚生局の輸入監視においては、販売目的等の不正な輸入を防止するため、各厚生局が一体となって過去の発給実績を踏まえた対応が重要であり、各厚生局同士で薬監証明の発給状況等について詳細かつリアルタイムに共有されていることが必要である。また、毎年増加している発給件数に対応するためには、厚生局の業務効率化も重要。
	プロセスの可視 化 (フロー図等 の作成) の取組	システムの構築を前に、まずは調査研究事業を実施、厚生局をはじめとする利用者にニーズ調査や、各厚生局における業務のばらつき等を調査し、業務フロー全体を把握・分析する。その上で、必要なシステムの要件や規模を見いだす。

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

具体的な取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	2020 年度（令和 2 年度）に業務フロー等の調査研究を行い、その結果を踏まえて、2021 年度（令和 3 年度）にシステムを構築し、2022 年度（令和 4 年度）に稼働を目指す。
	行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策	(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組 2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究で検討する予定 (イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し） - (ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額） - (エ) 添付書類の省略等 2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究で検討する予定 (オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究で検討する予定 (カ) データの標準化 2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究で検討する予定 (キ) 外部連携機能（API）の整備 2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究で検討する予定 (ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究で検討する予定 (ケ) デジタルデバイドの是正 2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究で検討する予定 (コ) 国民等への広報 2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究、その後の構築といった状況を踏まえて検討する予定。
費用対効果の精査		2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究で検討する予定
KPI		2020 年度（令和 2 年度）に行う調査研究の結果も踏まえて設定予定

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								
項目		2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)
厚生労働省	届出のオンライン化							
厚生労働省	申請のオンライン化							
システム経費	経費合計 (百万円)	68	241					
システム経費	整備経費 (百万円)	0	0					
システム経費	運用等経費 (百万円)	0	4					
システム経費	その他経費 (百万円)	68	237					
その他経費	(百万円)	0	1					

【凡例】  
工程表等

- (白)業務改革(BPR)
- (赤)調査研究
- (橙)要件定義

- (黄)設計
- (緑)開発
- (青)テスト

- (紫)業務運営・運用
- (白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

1.1. 食品衛生営業許可申請等のオンライン化

実行計画項番		別紙 1-II-44
投資事項 ID		-
主管府省名		厚生労働省
推進責任者		医薬・生活衛生局食品監視安全課長
関係府省名		-
情報システム名 (情報システム ID)		食品衛生申請等システム (A022090)
手続名 (手続 ID)		営業許可の申請 (46818) ほか 8 手続
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	<p>① ① 食品等事業者が飲食店等を開業する場合、管轄保健所へ営業許可申請を行う必要がある。現在、営業許可申請は紙ベースであり、保健所においてデータベースに入力する作業が発生している。また、各都道府県等により申請様式、項目が異なっているため、食品等事業者は、各保健所において申請手続を行う必要がある。さらに、食品衛生法の改正 (2021 年 (令和 3 年) 6 月施行) により、食品等事業者に対し営業の届出制度が創設されたため、届出業種の営業を行う食品等事業者は、新たに管轄保健所に対し営業届出を行う必要があり、同様の課題が想定される。</p> <p>② 食品等リコール情報の報告は、国への報告が制度化されていなかったため、当該情報を消費者に迅速かつ効率的に情報提供ができていなかった。そのため、食品衛生法の改正により国への報告を制度化 (2021 年 (令和 3 年) 6 月施行) し、当該情報を一覧化して公表することとしている。</p>
	実現したい状態 (To Be)	<p>(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期)</p> <p>① 2020 年 (令和 2 年) 4 月以降から、営業届出をオンラインでの受付を可能とする。これにより、食品等事業者は、保健所に出向くことなく届出がデジタルで完結することが可能になる。特に、全国チェーンのコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の手続は大幅な手続コストの削減が期待できる。(営業許可申請は 2021 年 (令和 3 年) 6 月の施行から申請を受け付けることとしている。)</p> <p>② 食品等事業者は、食品等のリコールに着手した場合の報告がデジタルで完結することが可能となる。そのため、報告、公表が迅速化されることにより、食品等事業者による効果的な自主回収が図られ、また、消費者によるリコール対象品の喫食を未然防止が図られ健康保護が期待できる。当該システムの運用は、2020 年 (令和 2 年) 4 月以降を予定しているが、施行までの間は任意による運用を想定している。</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

		<p>(その他の具体的な付加価値)</p> <p>① 新規営業届出が必要な施設は約130万施設※のため、保健所約500箇所に対し、少なくとも年間2600件の届出が発生見込み。※衛生行政報告例(2017年度(平成29年度))</p> <p>1人ですべての届出を入力した場合、約60日分の業務量となる。(1件の入力時間を10分とした場合)</p> <p>そのため、保健所職員の電子申請・届出の入力作業の削減、データ管理の効率化が期待できる。</p> <p>② 食品等事業者は、保健所の開庁時間に縛られることなく申請・届出すること、各保健所窓口に出向くことなく、一括して届出することが可能となる。</p>
	プロセスの可視化(フロー図等の作成)の取組	当該取組の推進に当たり、利用関係者からの意見聴取、説明会等を実施し、ニーズに沿った開発に努めた。システムによる行政サービスの内容を関係事業者、行政機関に対し説明会を実施し、当該サービス全体のプロセスを可視化することとしている。
具体的な取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	2019年度(令和元年度)中にシステムを構築し、2020年(令和2年)4月以降を目途に、営業届出、食品等リコール報告についてオンライン受付を可能とする運用を開始する。
	行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策	<p>(ア) 業務改革(BPR)における具体的な取組</p> <p>食品衛生申請等システムの整備により、保健所における営業許可申請、届出の入力作業の削減、食品等リコール情報を国へ報告する際の入力作業の削減を行う。</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化(又は見直し)</p> <p>食品衛生申請等システムによる手続をオンラインで行う場合の本人確認の方法について、2020年(令和2年)4月までに、法人共通認証基盤を活用して、ID・パスワード方式を導入する。同基盤のgbizエントリーアカウントによる手続の場合、または同様の手続の場合は、現地調査等の際に確認することとしている。</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化(手数料の減額)</p> <p>営業許可申請手続をオンラインで行う場合の手数料について、2021年度(令和3年度)から、キャッシュレスによる電子納付を可能とする環境整備を検討する。なお、手数料は各都道府県等で設定することとなっている。</p> <p>(エ) 添付書類の省略等</p> <p>許可営業者の地位の承継に関する手続において提出を求めている登記事項証明書は、2020年度(令和2年度)に運用が開始される情報連携の仕組みの利用を検討する。</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

		<p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進          食品衛生申請等システムは、法人共通認証基盤を活用してログインを可能とすることとしており、また、食品等リコール情報の報告は消費者庁も当該システムを活用することとしている。</p> <p>(カ) データの標準化          -</p> <p>(キ) 外部連携機能 (API) の整備          -</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保          -</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正          営業許可申請等手続のオンライン化に当たっては、デジタル技術に関する特別な知識を要しないシンプルな申請画面にするほか、ヘルプデスクの設置による支援を行うこととしている。</p> <p>(コ) 国民等への広報          -</p>
費用対効果の精査		<p>新規営業届出が必要な施設は約 1 3 0 万施設※のため、保健所約 5 0 0 箇所に対し、少なくとも年間 2 6 0 0 件の届出が発生見込み。※衛生行政報告例 (2017 年度 (平成 29 年度))</p> <p>1 人ですべての届出を入力した場合、約 6 0 日分の業務量となる。(1 件の入力時間を 1 0 分とした場合)</p> <p>そのため、保健所職員の電子申請・届出の入力作業の削減、データ管理の効率化が期待できる。</p>
KPI		<p>オンラインによる申請等の割合 (2029 年度 (令和 11 年度)) : 80%</p> <p>営業許可の有効期間は、5 年を下らない期間としていること、また、1995 年 (平成 7 年) 11 月 1 日付け通知において、耐久性等の優良な施設設備については、有効期間を 10 年程度に設定するよう示していること。</p>



行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	食品衛生申請 等システム開発							
	食品衛生申請 等システム改修 (機能追加)							
システム経費	経費合計 (百万円)	372	200					
システム経費	整備経費 (百万円)	342	87					
システム経費	運用等経費 (百万円)	0	113					
システム経費	その他経費 (百万円)	30	0					
その他経費	(百万円)	0	0					

【凡例】  
工程表等

(白)業務改革(BPR)  
 (赤)調査研究  
 (橙)要件定義

(黄)設計  
 (緑)開発  
 (青)テスト

(紫)業務運営・運用  
 (白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

1 2. 指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースの機能追加に伴う指定医及び自治体の業務効率化

実行計画項番	別紙 1-II-45	
投資事項 ID	-	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	健康局難病対策課長	
関係府省名	-	
情報システム名 (情報システム ID)	① 指定難病患者データベースシステム (A016242) ② 小児慢性特定疾病データベース登録システム (A020711)	
手続名 (手続 ID)	支給認定の申請 (48974) ほか 1 手続	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	現行のデータ登録の方法は、医療費助成の申請時に、患者から地方自治体に対し提出された臨床調査個人票・医療意見書について、地方自治体はそのコピーを登録センターに送付する仕組みとなっており、地方自治体の事務負担が課題となっている。
	実現したい状態 (To Be)	指定医が診断時に直接データの登録を行う仕組みについて検討し、地方自治体の負担の軽減を図る。
	プロセスの可視 化 (フロー図等 の作成) の取組	2019 年度 (令和元年度) に調査研究事業を実施し、業務フロー等の整理を行っている。
具体的な 取組内容 (To Do)	取組内容・スケ ジュール	2020 年度 (令和 2 年度) にシステムの調達を行い、2021 年度 (令和 3 年度) から 2022 年度 (令和 4 年度) にかけてシステムのオンライン化等の機能の追加、2022 年度 (令和 4 年度) 中に運用を目指す。
	行政手続のデジ タル化に当たり 講ずべき施策	(ア) 業務改革 (BPR) における具体的な取組 指定医の負担の軽減の観点から、以下の機能を実施予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子カルテや院内のシステムとの連携機能</li> <li>・ 前回値踏襲機能</li> <li>・ 医療クランク等との連携支援機能</li> <li>・ チェック機能</li> </ul>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動計算機能</li> <li>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し） 引き続き、指定医の本人確認については、署名・捺印で担保する。</li> <li>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額） 手数料の納付を求めている</li> <li>(エ) 添付書類の省略等 今回のシステム化の範囲には含まれていない。</li> <li>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 今回のシステム化の範囲には既存のサービスは含まれていない。</li> <li>(カ) データの標準化 指定医が登録を行うデータ形式について 2021 年度（令和 3 年度）までに標準化を行う。</li> <li>(キ) 外部連携機能（API）の整備 API で公開するものは予定されていない。</li> <li>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を準拠した上で、前例である「がん登録オンラインシステム」と同等以上のセキュリティ対策を実施する。</li> <li>(ケ) デジタルデバイドの是正 今回のシステム化の範囲には含まれていない。</li> <li>(コ) 国民等への広報 2020 年度（令和 2 年度）及び 2021 年度（令和 3 年度）に指定医向け及び自治体向けの周知を実施予定。</li> </ul>
費用対効果の精査		2019 年度（令和元年度）に調査研究事業を実施し、費用対効果の分析を行っている。
KPI		KPI については、2022 年度（令和 4 年度）中に設定予定。

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								
項目		2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)
厚生労働省	調査研究							
厚生労働省	調達手続き							
厚生労働省	システム開発							
厚生労働省	システム運用							
システム経費	経費合計 (百万円)	150	224					
システム経費	整備経費 (百万円)	150						
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)		224					
その他経費	(百万円)							

【凡例】  
工程表等

(白)業務改革(BPR)  
 (赤)調査研究  
 (橙)要件定義

(黄)設計  
 (緑)開発  
 (青)テスト

(紫)業務運営・運用  
 (白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

1 3. 保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認関係の手続きのオンライン化  
(個人番号カードによるオンライン資格確認の導入)

実行計画項番	別紙 1-III-47	
投資事項 ID	-	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室室長	
関係府省名	-	
情報システム名 (情報システム ID)	オンライン資格確認等システム (新規)	
手続名 (手続 ID)	特定健康診査等に関する記録の提供 (48575)	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	高齢者の医療の確保に関する法律第 27 条第 1 項に基づく特定健康診査に関する記録の保険者間の移動については、現状電磁的記録媒体、紙等を用いて行われているところ、記録の円滑な移動のため、電子化の推進が求められる。
	実現したい状態 (To Be)	(利用者が享受する具体的なベネフィット及び実現時期) 2021 年 (令和 3 年) 3 月から、特定健康診査に関する記録をオンライン資格確認等システムに格納し、保険者変更に伴う記録の移動に当たっては、同システムを利用して新保険者が記録を取得する形とする。  (その他の具体的な付加価値) 特定健康診査に関する記録が円滑に引き継がれることで、当該データを利用した保険者によるより有効な保健指導の実施が期待される。
	プロセスの可視 化 (フロー図等 の作成) の取組	作業工程、スケジュール等については「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」等の会議体において適宜示している。

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

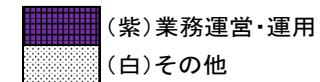
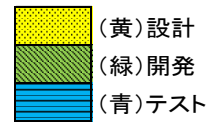
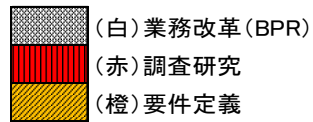
具体的な取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール  行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策	オンライン資格確認等システムについては、2021年（令和3年）3月の稼働開始を目指して作業中。  (ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組 記録の移動について、電磁的記録媒体や紙の送付により行われていたものが、システム上で処理できるようになることで、保険者における事務削減が見込まれる。 (イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し） - (ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額） - (エ) 添付書類の省略等 - (オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 - (カ) データの標準化 - (キ) 外部連携機能（API）の整備 特定健康診査に関する記録について、本人閲覧が可能になるよう、マイナンバーポータルサイトとの連携を2021年3月から開始する予定。 (ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 - (ケ) デジタルデバイドの是正 検討中。 (コ) 国民等への広報 検討中。
費用対効果の精査		-
KPI		-

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	オンライン資格 確認等システム 開発							
厚生労働省	保険者・支払基 金等における特 定健診関連シス テムの改修							
厚生労働省	省令・告示改正							
システム経費	経費合計 (百万円)	70891	90,825					
システム経費	整備経費 (百万円)	5,021 35,870	14,025					
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)	30,000	76,800					
その他経費	(百万円)	238 297	479					

【凡例】  
工程表等



行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

1 4. 外国人雇用状況届出情報及び在留管理情報のオンライン連携

実行計画項番	別紙 1-III-49	
投資事項 ID	-	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	法務省出入国在留管理庁在留管理支援部情報分析官、法務省出入国在留管理庁総務課情報システム管理室長、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長、厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室長	
関係府省名	法務省	
情報システム名 (情報システム ID)	ハローワークシステム (A005695) 出入国管理システム (A002887)	
手続名 (手続 ID)	外国人雇用状況届出情報及び在留管理情報の提供	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	厚生労働省は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）に基づき、事業主から提出を受けた雇入れ及び離職に係る全ての外国人雇用状況届出情報について、一定期間分ごとにまとめて法務省（出入国在留管理庁）へ提供し、法務省は保有する在留管理情報と突合するなどの情報連携を行っているところ、厚生労働省が事業主から届出を受けてから法務省がそのデータを受領するまでの間、法務省において在留管理情報との突合を行い、突合の結果が不一致となったデータを厚生労働省に返戻するまでの間、さらに、厚生労働省において返戻されたデータを公共職業安定所の管轄単位に分轄する等までの間で、職員による作業が必要となっている。このため、厚生労働省において届出を受けてから法務省での突合結果が公共職業安定所に返されるまでに数か月のタイムラグが発生しており、当該結果を踏まえた迅速な対応に支障が生じている。
	実現したい状態 (To Be)	両省は、日次でオンラインによる情報連携を行う。厚生労働省から外国人雇用状況届出に係るデータを法務省に送信し、法務省では自動的に在留管理情報との突合作業を行い、突合の結果が不一致となったデータに係る在留管理情報を厚生労働省に送信する。また、事業主が届出の義務を履行していないと疑われる外国人に係る情報について自動抽出を行い厚生労働省に送信する。これら全てのプロセスが自動化されることで、法務省及び厚生労働省間での迅速な情報共有が図られるとともに、突合率の向上によりの確な在留管理・雇用管理が図られることとなる。さらに、職員が手動で行う作業が削減され業務の効率化にもつながる。
	プロセスの可視化 (フロー図等)	外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の連携に係る具体的施策や効果について、概要をまとめた資料を作成し、プロセスの可視化を行っている。



行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

	の作成) の取組	
具体的な取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	2021年(令和3年)3月から、外国人雇用状況届出情報と在留管理情報のオンライン連携を開始する予定。
	行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策	<p>(ア) 業務改革(BPR)における具体的な取組</p> <p>-</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化(又は見直し)</p> <p>-</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化(手数料の減額)</p> <p>-</p> <p>(エ) 添付書類の省略等</p> <p>-</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進</p> <p>連携開始に当たり、法務省及び厚生労働省間の連携は、政府共通ネットワークを使用する予定。</p> <p>(カ) データの標準化</p> <p>連携開始に当たり、法務省及び厚生労働省間の連携項目は共通化する予定。</p> <p>(キ) 外部連携機能(API)の整備</p> <p>連携開始に当たり、法務省及び厚生労働省間連携は、ファイルを用いて実装予定であり、APIの実装は行わない予定。</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保</p> <p>連携開始に当たり、厚生労働省においては、連携ファイルの暗号化、連携された情報にアクセスできる職員の権限管理を実施する予定。法務省においては、連携ファイルの暗号化、ファイルにアクセスするための権限管理を実施する予定。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正</p> <p>-</p> <p>(コ) 国民等への広報</p> <p>-</p>
費用対効果の精査		オンライン化により、厚生労働省が保有する外国人雇用状況届出情報と法務省が保有する在留管理情報が日次で連携され

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

	<p>ることになれば、より迅速かつ正確な外国人の就労状況が把握可能となり、的確な在留管理・雇用管理に資することとなる。また、全ての作業が自動化されることで職員が手動で行う作業が削減され業務の効率化につながる。</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の照合に係る突合率（現在 80%前後⇒2021 年度（令和 3 年度）：90%以上）</li> </ul> <p>2020 年度（令和 2 年度）内に外国人雇用状況届出情報と在留管理情報のオンライン連携が実現した場合、より迅速かつ正確な情報共有が図られるところ、現在 80%前後の外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の照合に係る突合率の向上が可能となるため、2021 年度（令和 3 年度）の突合率 90%以上を目標値として定めることとした。</p>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								
項目		2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)
厚生労働省	ハローワークシステム改修							
法務省	外国人出入国情報システム改修							
システム経費	経費合計 (百万円)	489	851					
システム経費 (厚生労働省)	整備経費 (百万円)	30	831					
システム経費 (厚生労働省)	運用等経費 (百万円)		13					
システム経費 (法務省)	整備経費 (百万円)	459						
システム経費 (法務省)	運用等経費 (百万円)		7					
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】  
工程表等

(白)業務改革(BPR)  
 (赤)調査研究  
 (橙)要件定義

(黄)設計  
 (緑)開発  
 (青)テスト

(紫)業務運営・運用  
 (白)その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

15. 労働保険関係成立届のマイナポータルによるオンライン提出

実行計画項番	別紙 3-II-10	
投資事項 ID	18-20-015	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	労働基準局労働保険徴収課長	
関係府省名	内閣府	
情報システム名 (情報システム ID)	労働保険適用徴収システム (A005651)	
手続名 (手続 ID)	労働保険関係成立届の提出 (50299)	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	政府全体として、起業をしやすくすることを目的に、社会保険等の法人登記後手続についてオンライン・ワンストップ化を行うこととされた。 対象の手続きの一つとして、労働保険関係成立届についてもマイナポータルによるオンライン申請を可能とするようシステム改修等を行い、2020 年（令和 2 年）1 月から労働保険関係成立届のマイナポータルによるオンライン申請が可能となった。
	実現したい状態 (To Be)	2020 年（令和 2 年）1 月から、労働保険関係成立届についてマイナポータルによるオンライン申請が可能となった。これにより、法人設立登記後の労働保険への加入の手続きが他の社会保険等の手続きとワンストップで実施可能となり、電子申請による届出等の利便性が向上した。
	プロセスの可視 化（フロー図等 の作成）の取組	(運用開始済み（内閣府所掌）)

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

具体的な取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	① 2020年(令和2年)1月を目途に、労働保険関係成立届についてマイナポータルによるオンライン申請が可能となるよう、システム改修を行った。
	行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策	(ア) 業務改革(BPR)における具体的な取組 法人登記後に必要な手続きがマイナポータル上でまとめて行えるようになった。 (イ) 本人確認のオンライン化(又は見直し) 本人確認には、マイナンバーカードによる個人認証機能を使用している。 (ウ) 手数料納付のオンライン化(手数料の減額) (内閣府所掌) (エ) 添付書類の省略等 (内閣府所掌) (オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進 (内閣府所掌) (カ) データの標準化 (内閣府所掌) (キ) 外部連携機能(API)の整備 (内閣府所掌) (ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 (内閣府所掌) (ケ) デジタルデバイドの是正 (内閣府所掌) (コ) 国民等への広報 (内閣府所掌)
費用対効果の精査		(内閣府所掌)
KPI		(内閣府所掌)

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	要件定義							
厚生労働省	基本設計/詳細設計							
厚生労働省	開発							
厚生労働省	単体/総合/受入テスト							
厚生労働省	サービス開始							
システム経費	経費合計 (百万円)	81	0					
システム経費	整備経費 (百万円)	81	0					
システム経費	運用等経費 (百万円)	0	0					
システム経費	その他経費 (百万円)	0	0					
その他経費	(百万円)	0	0					

【凡例】  
工程表等

- (白) 業務改革(BPR)
- (赤) 調査研究
- (橙) 要件定義

- (黄) 設計
- (緑) 開発
- (青) テスト

- (紫) 業務運営・運用
- (白) その他

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

1 6. 公的年金関連手続のマイナポータルによるオンライン提出

実行計画項番	別紙 3-II-11	
投資事項 ID	18-20-001	
主管府省名	厚生労働省	
推進責任者	年金局事業管理課長	
関係府省名	別紙 3-I-1 (内閣府)、別紙 3-I-3 (経済産業省)	
情報システム名 (情報システム ID)	記録管理・基礎年金番号管理システム (A006124)	
手続名 (手続 ID)	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 (51736) ほか 7 手続	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As Is)	厚生年金保険の適用を受ける事業所が日本年金機構に各種届出を提出する際、電子申請によらず、紙媒体で提出することが主となっており、電子申請への切替が進まない状況がある。  これを改善するため、日本年金機構内の事務処理フローの見直しを行うとともに、電子申請環境の改善（取り下げ機能の導入、システム審査項目の拡大により処理時間の短縮等）を行ったところであるが、現在電子証明書のみである本人確認手段について見直しを行うこととした。
	実現したい状態 (To Be)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金関係手続における ID/パスワード方式への対応については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日付各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下、「本人確認ガイドライン」という。）に基づき、2020 年（令和 2 年）4 月より、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等 7 届について、法人共通認証基盤（G ビズ I D）を活用。</li> <li>その他の手続についても検討を実施し、2020 年（令和 2 年）11 月以降、順次拡大する。</li> </ul>
	プロセスの可視 化（フロー図等 の作成）の取組	プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。
具体的な 取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルを通じて法人共通認証基盤（G ビズ I D）に認証し、電子申請情報をマイナポータルに送信するプログラム（届出作成プログラム）の無償配布（2020 年（令和 2 年）4 月から日本年金機構ホームページにおいて実施）。</li> <li>2020 年（令和 2 年）4 月より、大法人（資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社に係る適用事業所の事業所）については、対象手続に関し、電子申請を義務化。</li> </ul>

行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4

<p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p>	<p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組                  マイナポータルを通じて法人共通認証基盤（G ビズ ID）に認証し、電子申請情報をマイナポータルに送信するプログラム（届出作成プログラム）の無償配布（2020 年（令和 2 年）4 月から日本年金機構ホームページにおいて実施）。</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）                  以下の手続において、2020 年（令和 2 年）4 月から法人共通認証基盤（G ビズ ID）を利用した ID・パスワード方式の導入を目指す。                  健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/51736、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/51737、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/51740、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/51741、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/51739、健康保険被扶養者（異動）届（日雇特例被保険者分）/48323・国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書/52003</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）                  -</p> <p>(エ) 添付書類の省略等                  -</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進                  法人共通認証基盤（G ビズ ID）の活用にあたっては、法人共通認証基盤とマイナポータルとの連携を基礎とし、その認証結果を申請情報と併せて日本年金機構へ送信。                  また、そのインターフェースについては、電子証明書を利用した場合のフォーマットをベースとして、既存システムへの影響が最小限になるよう調整。</p> <p>(カ) データの標準化                  -</p> <p>(キ) 外部連携機能（API）の整備                  以下の手続において、ID・パスワード方式を導入するに当たり、既存の「届書作成プログラム」にマイナポータル API に接続するための改修を行う（2020 年（令和 2 年）4 月から無償提供）。                  健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/51736、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/51737、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/51740、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/51741、健康保険・厚</p>
-----------------------------	--



行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙 4




		<p>生年金保険被保険者賞与支払届/51739、健康保険被扶養者（異動）届（日雇特例被保険者分）/48323、国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書/52003</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保</p> <p>本人確認の際の二要素認証、利用者の証跡の厳格な管理、申請に関する HTTPS 通信等によるセキュアな通信、等を行うことで申請データの真正性を確保。</p> <p>(ケ) デジタルデバインドの是正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請の促進に関する事業所支援事業の実施（2020年（令和2年）4月以降）</li> </ul> <p>※日本年金機構職員等が事業所に訪問して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の「届書作成プログラム」にマイナポータル API に接続するための改修（2020年（令和2年）4月から無償提供）を実施し、無償で ID/パスワード方式により電子申請が可能となる簡易な環境を提供。</li> </ul> <p>(コ) 国民等への広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ID/パスワード方式への対応に関するチラシの配布（全事業所あてチラシ等の郵送配布 2回）</li> <li>・ 関係団体を通じた会員企業等への周知広報</li> <li>・ ホームページへの掲載</li> <li>・ 政府広報の実施（2020年（令和2年）2月～3月）</li> </ul>
費用対効果の精査		<p>これまで、費用がかかる電子証明書を用いて e-Gov から電子申請を行うという環境であったが、マイナポータルの API に対応した無償で利用可能な届書作成プログラムと無料で取得できる法人共通認証基盤が提供する ID 及びパスワードを組み合わせることで、コストを掛けずに電子申請を行う環境を整えることが可能となる。</p> <p>また、これまでの届書作成プログラムが作成する届出データを CD 等に記録したうえで郵送するといった事務手続から、届出データを直接電子申請によって送付することが可能となるため、利便性が向上し、郵送料等費用負担も軽減されることとなり、電子申請の利用促進に寄与することとなる。</p>
KPI		<p>厚生年金保険の適用事業所における電子申請による届出を推進し、事業主の行政手続の負担を軽減させることにより、2019年度（令和元年度）末までに行政手続コストを 20%削減する。</p> <p>※行政コスト削減の計測方法については、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成 29 年 3 月 29 日付規制改革推進会議行政手続部会取りまとめ）に定めるところによる。</p>




行政手続のデジタル化に係る工程表



別紙 4

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
厚生労働省	システム開発							
システム経費	経費合計 (百万円)	114	0					
システム経費	整備経費 (百万円)	114	0					
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】  
工程表等

-  (白)業務改革(BPR)
-  (赤)調査研究
-  (橙)要件定義

-  (黄)設計
-  (緑)開発
-  (青)テスト

-  (紫)業務運営・運用
-  (白)その他